

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年7月10日(2014.7.10)

【公表番号】特表2013-526394(P2013-526394A)

【公表日】平成25年6月24日(2013.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-033

【出願番号】特願2013-512158(P2013-512158)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/46 (2006.01)

A 6 1 B 17/32 (2006.01)

A 6 1 B 17/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/46

A 6 1 B 17/32

A 6 1 B 17/14

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月23日(2014.5.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

関節の第1骨用の人工関節であって、

前記関節の第2骨とつなぐように構成されたヘッド部であって、該ヘッド部は、前記第1骨の骨切り術後に本来の関節面を再現する関節面を有し、

該ヘッド部は、背リップと掌リップを有し、該掌リップは該背リップから突出し、該掌リップの最近位点にも接する背リップの最近位点に接する線は、人工関節の縦軸に対して270度以上の角度で傾斜するヘッド部と、

前記第1骨の髓腔への挿入のために構成されたステム部と
を有する人工関節。

【請求項2】

請求項1に記載の人工関節において、前記ステム部が、近位円錐部と弾丸状遠位部とを有する人工関節。

【請求項3】

請求項2に記載の人工関節において、前記ステム部が、該ステム部が髓管内で回転するのを防ぐように構成された竜骨をさらに有する人工関節。

【請求項4】

請求項1に記載の人工関節において、前記関節面が、前記背・掌面に環状に凹状で、横・内面に環状に凸状の鞍型形状関節面を有する人工関節。

【請求項5】

請求項4に記載の人工関節において、前記ヘッド部が、概ね卵形の、前記ヘッド部を囲む連続した曲線の周面を有しており、曲線の少ない該卵形部の棒部は、背側の方向を向いている人工関節。

【請求項6】

請求項1に記載の人工関節において、前記ヘッド部が、撓側手根屈筋(Flexor-Carpis Radialis:FCR)腱を通すように構成された横溝を有する人工関

節。

【請求項 7】

請求項1に記載の人工関節において、前記ヘッド部が、該ヘッド部を背側から掌側の方向に横切る少なくとも一つの縫合穴を有する人工関節。

【請求項 8】

請求項7に記載の人工関節において、前記少なくとも一つの縫合穴が、前記ヘッド部の前記横溝内に配置される人工関節。

【請求項 9】

種々の解剖学的構造を収容するための種々のサイズの人工関節のセットであって、人工関節の該セットの各々の人工関節は、請求項1に従って構成される人工関節のセット。

【請求項 10】

手術用ガイドであって、

傾斜面の片方の一端部で終わる本体部であって、該本体部は、該本体部を通って延在する垂直スロットをさらに有し、該垂直スロットは、前記傾斜面を形成する前記一端部から第1所定距離に位置する本体部と、

前記傾斜面を形成する前記一端部から第2所定距離で前記本体部から延在し、2つの関節骨の間に配置されるように構成された仕切り片と
を備える手術用ガイド。

【請求項 11】

請求項10に記載の手術用ガイドにおいて、前記第1所定距離および前記傾斜面の角度が、前記関節の骨から除去する楔形を画定する手術用ガイド。

【請求項 12】

請求項10に記載の手術用ガイドにおいて、前記第2所定距離が前記第1所定距離よりも長い手術用ガイド。

【請求項 13】

請求項10に記載の手術用ガイドにおいて、前記本体部は、前記スロットおよび前記仕切り部の間に前記本体部を通る穴をさらに有し、該穴はKワイヤを貫通させるように構成されている手術用ガイド。

【請求項 14】

請求項12に記載の手術用ガイドにおいて、前記本体部はハンドルに着脱可能に係合するようにさらに構成された手術用ガイド。